

先生各位

検体検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、2021年(令和3年)7月8日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0708第1号」により、下記の検査項目の一部変更が通知されましたので、下記の通りご案内いたします。

謹白

記

● 適用日 2021年（令和3年）7月8日から適用

● 保険収載内容 一部変更項目

検査項目	保険点数
インターロイキン-6 (IL-6)	170点

● 詳細内容 太字下線部分が変更されました。

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
インターロイキン-6 (IL-6)	170点	生化学的 検査(Ⅱ) 判断料 (144点)	「D008」 内分泌学的 検査の 「31」	全身性炎症反応症候群の患者（疑われる患者を含む。）の重症度判定の補助を目的として、 <u>ECLA法</u> 又は <u>CLIA法</u> により血清又は血漿中のインターロイキン-6（IL-6）を測定した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホルモン（PTH）の所定点数を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載すること。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。